

次世代育成支援対策法の行動計画

社会福祉法人 美輪胡の家大津

1. 計画期間 R8 年 4 月 1 日 ～ R11 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2. 目標と取り組み内容

目標①：次世代育成対策

若者のキャリア形成のための見学会やインターンシップを実施し、福祉の将来の担い手を育成する。

＜実施時期・取組内容＞

R8 年 4 月～R11 年 3 月まで下記のスケジュールで取り組む。

4 月～ 実施計画の作成と受け入れ部署との調整

6 月～ 実施の周知

7 月～ 施設見学及びインターンシップの受け入れ開始

目標②：次世代育成対策

子どもの居場所づくりに取り組む外部団体への協力を継続する。

＜実施時期・取組内容＞

R8 年 4 月～R11 年 3 月まで下記のスケジュールで取り組む。

7・8 月 夏休みの子どもの居場所づくりの運営に参加

開催時 子ども食堂の運営に参加

目標③：育児休業の取得状況

男性の育児休業または産後パパ育休の取得率を 60%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

R8 年 4 月～R11 年 3 月までの間に対象者が現れた際は取得の案内を徹底する。

目標④：労働時間の状況

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び休日労働時間数を 10%削減する。

＜実施時期・取組内容＞

業務フローの見直しや業務のデジタル化を進め、業務効率を高めることで、時間外労働の発生を抑制する。

R8 年 4 月～R9 年 3 月 業務の棚卸、標準化等による業務量の見直しと業務システム導入の検討。

R9 年 4 月～R11 年 3 月 業務システムの導入